

平成25年度 北見市除雪サービス受付開始!

自分で除雪することが困難な方に代わって、自宅の通路を確保するための除雪作業を行います。

【除雪期間】 平成25年12月1日～平成26年3月31日

【対象】 自分で除雪することが困難で、お住まいの自治区内に身内のいない世帯（身内はいるが、支援が困難な場合を含む）、または近隣の方からの支援を受けられない世帯のうち①～③のいずれかに該当する方

①65歳以上の一人暮らしの方または夫婦とも65歳以上の世帯

②一人暮らしの身体障がい者の方または身体障がい者世帯

③その他、特に必要とする方

【サービス内容】 1回に概ね20cm以上の雪が降った場合、玄関先から公道までの間を1mの幅で除雪します。

ただし、除雪車出動中や除雪作業前・早朝・夜間は原則として行いません。

また、屋根の雪下ろし、車の出入りのための除雪や物置前の除雪などは行いません。

【注意事項】 ・対象を満たしている方でも自分で除雪が可能と判断された場合は除外される可能性があります。
・自治区内に家族はいるが仕事が忙しい等の理由は、仕事終了後に除雪が出来ると判断できるため、それだけの理由では除外される可能性があります。
・業者に除雪をお願いしているため、最初の方と最後の方で除雪に来る時間に違いがでてしまいますことをご理解いただきますようお願いいたします。

【申込方法】 昨年度、除雪サービスを利用されている方は個別に申請書が送付されますので、申請書をご確認の上お申し込みください。昨年度、除雪サービスを受けていない方で利用を希望される方は、社会福祉協議会本所・支所もしくは、圏域の地域包括支援センター・担当ケアマネジャーにご相談ください。



【申込・問合せ先】 地域福祉係

※内容等の詳細はお気軽にお問合せください。

除雪サービス&除雪機貸与事業の注意点!

除雪サービスを希望される方で、除雪機貸与を受けた町内会の支援に該当する方はサービスを受けることはできません。また、貸与事業で当初は対象でない世帯が除雪サービスを希望された場合は、町内会にて対応をお願いさせていただきます。

平成25年度 北見市除雪機貸与事業受付開始!

地域における除雪困難なひとり暮らし高齢者世帯等の除雪を行う町内会に除雪機をお貸しし、町内会での「たすけあい活動」を推進することを目的に実施している事業です。

【申込期間】 平成25年10月1日～平成25年11月8日

【お申込みの条件】

①北見市全自治区の単位町内会が対象となります。なお、除雪機は1単位町内会あたり1台です。

②除雪の対象は、町内会在住の虚弱な一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯や障がい者世帯等としていただきます。主旨を正しく理解し目的外使用のないようお願いします。

対象世帯以外の除雪にはご利用できません。(※老人クラブ等の会館及び、公共施設、一般道路の除雪には利用できません。)

③町内会には、ボランティア活動保険に加入していただきますが、他の民間保険で対処できる場合にはこの限りではありません。(※ボランティア保険は過失による除雪機の故障に対しても保険が適用される場合があります。)

④町内会には、ボランティア活動保険料、燃料(ガソリン)代、消耗品(追加分安全ピン)代を負担していただきます。

⑤除雪機の保管場所を確保していただきます。(盗難事故をさけるため、車庫、倉庫などの場所を確保してください。)

⑥除雪機の運転者、保管責任者、除雪の対象となる世帯をお知らせいただきます。

⑦除雪の対象となる世帯には、町内会から事前に『町内会で除雪活動を行う』ことについて、対象者に対して周知願います。(※『北見市除雪サービス』と重複することのないよう周知願います。)

⑧以上の内容を確認するため、所定の申請書を提出いただきます。

⑨事業実施後は、速やかに所定の実績報告書及び運転報告書を提出いただきます。

※除雪機の概要等についてはお問合せください。

【申込・問合せ先】 地域福祉係

※内容等の詳細は、お気軽にお問合せください。